山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成24年3月27日 13:30~17:00

会議出席者

<環境影響評価等技術審議委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、坂本康委員、佐藤文男委員、鈴木邦雄委員、 高木直樹委員、角田謙朗委員、平林公男委員、湯本光子委員

<事業者>

○大月バイオマス発電事業

大月バイオマス発電株式会社 有坂代表取締役

株式会社環境計画 森取締役

株式会社タクマ エネルギー・新環境本部 プラント1部 1課 豊田課長代理、宇髙氏 株式会社環境研究センター 環境事業部 環境調査部 北坂課長、勝間課長

○都市計画道路甲府外郭環状道路北区間

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 調査第二課 水川課長、高橋監督官、長井専門員株式会社福山コンサルタント 大塚氏、皆川氏、長谷川氏、隈氏

<事務局>

森林環境部 窪田敏男参事

環境創造課 小林明課長、丸山哲夫課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、岩浅真利子技師

次第

- 1 開会
- 2 森林環境部参事あいさつ
- 3 議事

議題1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について

議題2 都市計画道路甲府外郭環状道路北区間 環境影響評価準備書について

議題3 その他

4 閉会

資料

- 1) 知事意見骨子(案)、意見整理表
- 2) 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録(平成24年3月2日)
- 3) 公聴会概要(平成24年3月13日)

1 開会

(進行 丸山課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 丸山課長補佐)

議事に入る前に、窪田森林環境部参事より、ごあいさつ申し上げます。

(窪田森林環境部参事)

本日は年度末の慌しい中、技術審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は今年度最後ということでございまして、数えまして第8回の審議会ということになります。本日の議題であります「大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書」につきましては、2月7日の審議会におきまして事業者より説明を受けたところでございます。事業者により2月17日まで意見の募集が行われておりましたが、2月22日に「意見はなかった」と報告がございました。これによりまして、知事は90日間の期限ということで、5月21日までに意見を述べなければなりません。本日は皆様のご意見をいただきまして、知事意見の形成を進めて参りたいと思っております。

またもう1つの議題であります「新山梨環状道路 北部区間」の準備書につきましては、条例に基づきまして3月13日に県主催の公聴会を開催いたしました。8名の方からご意見をいただいたところでございます。こうした意見も踏まえながら、知事意見の形成に向けまして、たたき台として骨子案をお示しさせていただきましたので、ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

限られた時間ではございますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(進行 丸山課長補佐)

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、9名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで本日の配布資料の確認をいたします。まず、お手元の資料でございますが、知事意見骨子概要及び本体でございます。それから、意見整理表、景観に関する資料、以上、環状道路北区間に関するものでございます。そして、山梨県環境影響評価等技術審議会の議事録、公聴会の概要、そして関係市町村長の意見、これにつきましては環状道路北区間と大月バイオマス発電事業に係るものでございます。それから、大月バイオマス発電事業に係るプラント及び水収支等の資料が2枚ございます。資料に不足がある場合には事務局までお申し出ていただければ、すぐお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入るわけでございますが、技術審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様には、 次の点についてご協力をお願いします。会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言 論に対して公然と可否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲 食又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

(片谷会長)

今日はお忙しい中、正に年度末の週でございますけれども、ご出席いただきましてありがとうござ

います。事業者の皆様も年度末の大変ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

恒例でございますけれども、案件の審査に入ります前に、この審議会の運営方針について確認をお願いいたします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において議論していただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについて、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する、ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

これらについてご協力をお願いして、審議に入らせていただきます。

先ほど窪田参事の挨拶にもありましたとおり、本日は議題が2件ございます。1件目が「大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書」でございまして、前回の質疑、あるいはご指摘がございました事項についてご説明をいただいたあと、審議を行います。この議題につきましては、2回後の審議会で答申を出す予定となっておりますので、今日はまだ中間的な段階での質疑が可能なタイミングでございます。2番目の議題は「甲府外郭環状道路北区間 環境影響評価準備書」につきまして、こちらも前回の審議会での質問や指摘事項に関しましてのご説明をいただいたあとに、質疑、審議を行います。そのあと、こちらにつきましては知事意見骨子案が出ておりますので、知事意見の取りまとめに向けまして、皆様方からご意見をいただくというステップになります。

議題1) 大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について

(片谷会長)

それでは、早速ですけれども、議題1「大月バイオマス発電事業 環境影響評価方法書」につきましての審議に入ります。まず、前回の審議会での質問や指摘事項に関して事業者よりご説明いただきたいと思います。いつものことながら時間が限られておりまして恐縮でございますけれども、ご説明をお願いいたします。

(事業者 森取締役)

前回の会議の中で、意見整理表の15ページの水収支について、新たな説明資料をご用意させてい ただきました。「プラント水収支概略」という資料を用意しておりますけれども、取水と放流のバラ ンスを記載させていただいております。想定する取水のパターンとしては、4つのパターンを想定し ております。1つ目のパターンとしては井戸水を日量36トン、プラス沢水、沢Aとしておりますが 事業地に近い沢水から日量36トン、合計72トン。2つ目のパターンとして、沢水Aから日量36 トン、プラス沢水Bから日量36トン、合わせて72トン。3つ目のパターンとしては、沢水Aから の日量72トン、4番目のパターンとして沢水Bから日量72トンと考えております。この取水した 水の流れとしては、この図に示すとおりボイラーで日量12トンの給水を行い、冷却塔で日量60ト ン、そのうちボイラーからは日量2トンの蒸発がある。加えて、冷却塔から日量43.2トンの蒸発 がある。更にその下の段になります。純水装置、ここで純水廃液として日量2トン、ボイラーブロー として日量10トン、更に冷却水ブローとして日量16.8トン、これを合わせた最大の数量として 日量28.8トンの放流量を考えております。これは時間当たり1.2トンの量を放流していくとい うことで考えております。加えて、一番右端の灰加湿器というところで、灰は全て乾灰で出てきます ので、これを湿灰にするために、加湿水として最大で日量7トンの利用も可能と考えております。そ うすることによって、この28.8トンの中から最大7トンを加湿水として利用した場合には、21. 8トンの放流量になると考えております。ここに示しているのはあくまでも最大ということで、数字 を示させていただいております。今後プラントの設計の中で極力負荷のかからないプラントの仕様を 検討していきたいと考えております。

続きまして、16ページ、大気汚染の部分で、「焼却時に発生する大気の問題であるが、どの程度 の排ガス量なのか、また、当該地域における空気の流れはどうか。バックグラウンドのデータが既に あるのか。方法書に書いてあるのは排ガス規制等であり、既に安全対策が施されているというような文章があるがそれで大丈夫か。」ということですが、風向きに関しては今後、調査を行います。当然、調査の結果をプラント設計に反映していきます。排ガス量については最大で90,000N m^3 を想定しております。これは燃料構成、前回もご説明させていただきましたけれども、木質の燃料に関しましては全て生木系のチップを使用するということで、当然ある程度含水率を含んだものを燃料として使うということで、最大の時間当たり90,000N m^3 を想定しております。ただ、前回もご説明させていただきましたけれども、実際の燃料に関して、この生木の含水率を下げるための工夫ということで、木の分子を壊して水をある程度搾り出すという方法も取り入れ、こういった形で生木の含水率を下げることによって、湿り排ガス量の削減といったことも考慮に入れる中で、事業運営というものを考えていこうと考えております。そういった意味では、現状、何も施さない状況で90,000N m^3 という想定をしているということで、ご理解いただければと思います。

続きまして、19ページ、水質汚濁に関しまして、これはぎりぎりになりましたけれども、水質調査のデータを県に提出させていただきました。これにつきましても、今後、土木業者と設計時に、今回のこの意見を反映させる中で、土木設計をしていきたいと考えております。

加えて、21ページの地形・地質の部分になりますが、断層のデータに関しましては、地質会社に 事業者として依頼しておりましたけれども、今日の会議には間に合いませんでした。これにつきまし ては、データはいただけることになっておりますので、速やかに提出したいと考えております。

続きまして、同じく21ページの植物、動物、水生生物、生態系の部分に関しまして、「既存資料が不明である。」というご意見をいただきまして、改めて計画地周辺における動物及び植物の生息状況の資料を提出させていただいております。

22ページの記載間違いに関しましては修正をさせていただきました。これは「陸上植物範囲が概ね 200 m と記載しているが、図 5-6-1 では南側は 100 m 位である。」という部分につきまして、指摘のとおり修正させていただきました。

同ページの種のリストに関しましても、先ほどご説明させていただいたとおり、計画地周辺における動植物の生息状況ということで資料を提出させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

23ページも、同様に新たに資料を提出し、更に調査地点に関しましては3地点増やして5地点で調査していこうと考えております。

続きまして、24ページ、景観・風景に関しましては、背後地に溶け込んだ施設の構造物の形状、色彩を景観に十分配慮したいと、加えまして、地域の住民説明会の中でも地域の意見を伺う中でそれも反映していきたいと考えております。加えて、24ページの景観的な特徴ということでご意見をいただきましたけれども、これに関しましても、周辺住民の行動及び性質を考慮し、国道20号沿道で連続的な調査を行うということでございます。いずれにせよ、今まで何もなかったところに発電所ができるということになりますと、当然、風景が一変するということもありますので、それにつきましては構造物の形状、あるいは色彩関係、その辺につきましては地域の意見を反映させながら、行政の指導に基づいて、造っていきたいと考えております。これらの調査に関しましては準備書で反映し、また先生方のご意見を伺う中で考えていきたいと考えております。

25ページになりますが、景観・風景ということで、「対岸の集落にとって、この場所が「景観」や「人と自然とのふれあい活動の場」という観点から、どのような位置付けであるかについて確認が必要。」ということですが、これに関しては具体的に事業者としてどういう対応、どういうことに配慮すれば良いのか、発想がなかなか出なかったということで、これは改めて先生に事業者としてどういうことを考慮すれば良いのか、今一度確認させていただければと思います。

以上、前回の質問について反映できる部分はこの回に反映させていただいたと考えております。

(片谷会長)

ありがとうございました。今ご説明いただいた内容についてご質問等がございましたらお願いします。

(平林委員)

この調査地点の地図について説明していただけますか。

(片谷会長)

調査地点の地図が配られていますが、このご説明をお願いいたします。

(事業者 北坂課長)

当初、鳴沢橋と笹子川の始点に至ったのですけれども、前回の審議会の中で事業場から出る排水に対する評価をする上で、沢から笹子川へ流入する上流と下流に対して、水質汚濁の負荷を把握する上で、集落からの排水の要因がないとした上で、下流側概ね100m、上流側概ね100mという位置で調査するポイントを設定しました。

(平林委員)

図の左側が上流ということですね。先ほど水収支のお話がありましたが、沢の流量はどのくらいですか。

(事業者 北坂課長)

平成23年2月から9月にかけて事前に、秋と冬の2期、笹子川の流量を測っています。2月の渇水期で、沢が1日当たり150 m^3 ほど流量があり、笹子川が1日3万 m^3 の流量がございました。

(平林委員)

何トンですか。

(事業者 森取締役)

比重1として、沢が150トン、笹子川が3万トンです。

(平林委員)

沢とは、先ほどの「沢A」と「沢B」がありましたが、どの沢を言っているのでしょうか。

(事業者 森取締役)

沢Aは、計画地にすぐ隣接した川があるのですけれども、これが沢Aです。沢Bはここから更に上流側に約 $50\sim60$ m程度上流側に上がったところにも51つ沢があるのですけれども、それが沢Bです。

(平林委員)

それは地図に書いてありますか。

(事業者 森取締役)

方法書の9ページですが、非常にこれだけでは説明しにくいのですが、後でこの地図に沢の経路、位置を写しますので、この位置で分かりますでしょうか。ボールペンで位置を入れたのですが、計画地のすぐ横が沢Aで、50~60m離れたところが沢B、2本の沢が入っているのですけれども。

(平林委員)

計画地の上流側にある2本の沢から水を取るということですね。それぞれの沢の流量はどれくらいですか。

(事業者 森取締役)

沢Aについては調査をさせていただきまして、2月の時点で日量 $150 \,\mathrm{m}^3$ です。沢Bはこれからの調査になります。

(平林委員)

そうすると、36トン水が取れるか分からないのですか。

(事業者 森取締役)

見た目の判断で沢Aよりはるかに流量が多いという確認はしております。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは意見整理表に従って順に確認していきたいと思います。

12ページまでは庁内調整会議における質問事項、指摘事項に対する回答ですので、これはもし何かお気づきの点があれば、ご意見をいただくこととしまして、前回の2月の審議会で質問事項、指摘事項に対するご回答、その場でご回答いただいたものもございます。それから、追加でご質問いただいたものもありますが、最初のご意見は大久保委員でしたけれども、その場でこれはご回答いただいたと思いますが、これでよろしいですか。

次のID、A026については鈴木委員のご質問ですが、よろしいですか。

(片谷会長)

次のA026は、早見委員は今日はご欠席ですが、これは東京電力が送電系統はやるということで、お願いはしますというご回答でしたので、これはこれ以上は無理かと思いますので、アセスの枠外ということで了解したということにさせていただきます。

次のページ、12ページにいきまして、A011、これは私が発言したことで、地元とのコンタクトは密に行われているというご回答でしたので、特に何か追加でということは私からはございません。A020は大久保委員のご指摘で、今現在の施設に関するご質問でしたけれども、今日、参考資料として群馬県の既存の施設における評価書が、事業者がお持ちくださったのがありますので、今、話をしながら回覧しましょうか。1冊しかありませんので、順次、これはご質問なさった大久保委員からご覧になってください。前回のご回答では特に環境負荷に関する苦情等はないというご回答でしたので、これは評価書ですので、それ以前の、造る前の図書ですが、事後調査報告書はまだですよね。これからですね。分かりました。それでは順次、ご回覧ください。

それでは先に他の項目にいきたいと思います。次の15ページにいって、A002は先ほどご説明いただいた水収支の件ですが、坂本委員、いかがでしょうか。

(坂本委員)

念のため確認ですが、ボイラーのところに水を入れて温めて、それからタービンを回して、それを 冷却塔で冷やしてから煙突から出すということですよね。ですから、ここで使う水は蒸発に至る途中 で汚れたものと接しないという理解で良いですね。

そして、もう1つ、純水装置は何のためですか。

(事業者 豊田課長代理)

ボイラーを通す段階で、普通の水を使いますので、不純物が配管の詰まり等の原因となりますので、 そういうことを防ぐために、基本的には純水を用います。

(坂本委員)

純水装置を通って、ボイラーを通って、タービンを通って、ということですね。純水装置というのは逆浸透膜か何かを使うのですか。分かりました。全体の流れの中で、特に問題となるようなことはないと思います。あとは中和だけ必要になるということですか。了解しました。

(片谷会長)

それでは、水収支に関連して、湯本委員からもご質問がありましたが、ご回答いただいた内容に対して何か追加でございますでしょうか。

はい、それでは、次のページの最初のご質問も同じですね。ここまで坂本委員、よろしいですか。 それでは次のA012ですが、角田委員のご質問について、これは排ガス量については今日、ご説明いただいたのですが、いかがでしょうか。

特に追加のご質問はないということですので、次にいきます。私が角田委員のご発言に対して追加で補足しましたけれども、これは群馬県の既存の施設の事後調査結果が出てくるということですが、この方法書の計画書の審査の段階では間に合わないと思うのですが、恐らく次の図書の段階では、事後調査の結果も出てくるだろうと思いますので、それを反映させていただければよろしいかと思います。

その次のA018は早見委員のご質問に対して私も少し補足説明をした事項ですので、これは特に問題ないと判断できますので、次の事項に移ります。

A024、18ページですが、これも概ね前回ご回答いただいた内容でしたけれども、角田委員、 これに関して何か追加のご発言がありましたらお願いします。

(角田委員)

準備書の段階でもう1度見たいと思います。

(片谷会長)

準備書の段階でもう1度見たいということですので、現時点ではよろしいと思います。

次のA025、これも角田委員ですけれども、煙突高さの話題ですが、これはこれから検討して煙 突の高さは決まるということですので、これも準備書段階で審議することになります。

A014、これも角田委員のご発言で、今日のご回答は土木設計時に考慮するというご回答で、まだ方法書段階ですので、そこまではまだ確定していないという趣旨かと思いますが、いかがでしょうか。

(角田委員)

土木設計の時点で考慮するということで、これは他の部署で検討すると思いますが、せっかくですから、先ほどお配りいただいた地形図を見ていただいて、この一番南側のところに林道がありまして、私もここを少し歩いたことがありまして、この林道は当時歩いた時は側壁とかそういうものがなかったと思いますので、この道が今どういう状態になっているのかということが分かりませんので、せっかくですからこちらの方もお調べいただいて、この図面で見る限りは直接建設される影響は沢のところには尾根筋は達していないようで、その両側の大きい川筋の方には林道が走っているようなものがありますので、工事等で直接こういうようなところにある土砂がもしむき出しになっていたとしますと、川筋の中に流れ込む恐れは十分考えられるということですから、ついでとしてこちらの方もお調

べいただいて、データを用意していただいた方がよろしいかと思います。追加ということでお願いします。

(片谷会長)

この林道は現在共用されている林道ですか。

(角田委員)

10年以上前のことなので、今はどういう風に整備されているかは私は分かりません。もう少しデータが得られれば良いかなと思います。

(片谷会長)

事業者の方、あるいは調査会社の方はこの辺の状況はご存知ですか。

(事業者 森取締役)

林道に関しましては我々も確認はしていません。これは確認いたします。加えて我々は取水に関して沢水利用ということを考えていますので、そこに土砂等の流入があれば支障をきたすので、当然そういう場合に関しましては保全対策を講じていきたいと考えております。いずれにせよ、少し調べさせていただこうと思います。

(片谷会長)

今まだ方法書段階ですので、これから現地調査を進められる中で、当然取水する沢であれば水質管理の問題もあろうかと思いますので、これは現地調査の際に確認していただくということでお願いしたいと思います。

それでは次の20ページにいきまして、水質汚濁の関係ですが、早見委員の質問に対してはその場でご説明があって、特に今日ご欠席の委員から何か事前にご意見は出ていますか。

(事務局 土橋主査)

いただいておりません。

(片谷会長)

分かりました。それではこれは回答済みということで扱いたいと思います。

その次も水質汚濁で、早見委員のご指摘ですけれども、これが今日、調査地点を追加していただいたことですので、どうでしょうか。坂本委員や平林委員、何かこれについてコメントをいただけますか。

(平林委員)

図が小さくて、どのようなところで水を取るのかよく分からないので、大きな図に落とし込んでいただいて、沢の位置関係もありますので、それで全体的に検討しないと、本当にこの地点が調査地点として良いのか悪いのかの判断ができません。わかりやすく地点を示していただいて、「こういう目的でこの地点で調べる」と、ご説明いただきたいと思います。

(片谷会長)

方法書の9ページに拡大された地図があるのですが、これにも取水する予定の沢の水路が書かれていないですよね。ですから、ここに手書きで構わないので、沢の水路の位置を書き込んでいただいて、その上に水質調査地点を書き込んだ図を次回、ご提出いただくということでお願いしたいと思います。

(平林委員)

併せて流量も分かれば記載していただけるとありがたいです。先ほど、プラントの水収支のところでも、72トン川から水を取って28トン流川へ戻すと説明していただきましたが、約50トンの水がなくなる計算ですので、年間で河川水量の少ない時期で見積もっても、河川水が無くなることがない等を、数値として、9ページの図のところで知りたいです。

(片谷会長)

ありがとうございました。ではこれは次回追加資料を提出していただくということでお願いしたい と思います。

次の21ページにいきまして、A015、これは角田委員が、これは準備書段階でご提出いただければ良いというご指摘でしたよね。

(角田委員)

地質の調査はもう既にやっていただいているということで、データを提出していただけるということですので結構です。

(片谷会長)

これは準備書段階で何か図面を添付していただくということでお願いしたいと思います。次のA016も共通ですね。

その次のA003、鈴木委員のご指摘で、既存資料については方法書には載っていないけれども、「計画地周辺における動物及び植物の生息状況」に記載しましたという回答ですけれども、この対応でよろしいでしょうか。では、これを準備書に十分記載していただくということでよろしいということです。

では、22ページにいきまして、A004、これも鈴木委員ですけれども、間違いであったということですので、よろしいですね。

では次のA006は大久保委員ですけれども、温度とpHの調整についてのご質問だったのですけれども、前回ご回答いただいていますが、これでよろしいですか。

(平林委員)

関連してよろしいですか。水温は排水する時には約20 $^{\circ}$ にすると書いてあるのですけれども、これは20 $^{\circ}$ を目安にするということですね。

(事業者 森取締役)

漁協と市と更に相談する中で、最終的な放流温度は決めていこうと考えています。

(平林委員)

方法書の64ページの漁業権魚種のところに載っている魚の種類を見ると、みんな冷水魚ですね。ヤマメ、イワナということなので。そうすると20℃というのは、山梨県でも多分、鉛の水生生物の類型指定やっていますよね。あれだと多分、生物Aの区域になってくるのではないかと思います。長野県だと捕獲禁止区が重なると生物特Aの区域になるのですが。そこへ20℃の水温の水を流すということ自体、漁協と本当に話がつくのでしょうか。ものすごいインパクトだと思うのですが。

(事業者 森取締役)

これから協議させていただきますけれども、我々が考える部分としては、放流量と河川の流量との 関係を見て、瞬間的に河川に放流する部分で20℃として、それが実際に河川に入った時に、どうい う影響があるのか、これから調べる中で、必要であれば更に、特に夏場の温度だと思うのですね。冬場に関しては20℃以下に放流の時点では下がると思うのですけれども、夏場の放流の温度をいかに下げていくのかということが課題になってくると我々は考えております。

(平林委員)

ある程度、対策を考えられているということですね。

山梨県に聞かないといけないかもしれませんが、ここは鉛の基準はどうなっているのですか。鉛の 水生生物の類型指定は終わっていますよね。

(事務局 土橋主査)

生物Aです。

(平林委員)

両方とも生物Aですか。桂川と桂川の支流の両方とも生物Aですか。

(事務局 土橋主査)

桂川は生物Aです。支流は指定はないです。

(平林委員)

これを見た限りでは情報が出てこないので、付け加えておいていただいた方が良いかと思います。

(片谷会長)

そうしますと、準備書段階では対策、冷却方法も含めて、少し具体的なやり方を記載していただくということで、水量的には確かに今おっしゃったように笹子川の流量に対しては1~2%程度の放流量になりますから、かなり少ないといえば少ないのですけれども、十分安心できるレベルではない、特にヤマメ、イワナあたりですか。ですから、影響がないとは言い切れないので、その辺りは準備書の中で、十分に安全対策を、冷却対策を含めて記載していただくということでお願いしたいと思います。

次のAOO7は大久保委員で、先ほどの鈴木委員のご指摘と重複する部分があるのですが、準備書の中で提出していただくということで、よろしいですか。

次も種の話ですが、湯本委員から、A022ですけれども、このご回答については何か追加でございますでしょうか。

(湯本委員)

それほど調査の段階では大きな負担にならないと思いますので、その時点で拾っておいていただければ、後々、その何か出てきた時に、こういう風に変化しているのであれば変化したという、変化しないのであれば変化しないという、元データとして必要だと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。では、24ページ、石井委員のご指摘ですけれども、これについてはいかがでしょうか。

(石井委員)

ご回答の中で施設の構造物と書かれているのですが、これは建屋とかを意味しているのですか。それとも敷地全部に関わる、護岸等も含めた構造物でしょうか。

(事業者 森取締役)

全体です。

(石井委員)

地図を見ていて気になるのは、ここは河川で言えば水衝部ですよね。かなり護岸を造るのかなという気がするのですが、工事では今あるものをベースに盛土するだけですか。

(事業者 森取締役)

土は外に出さないという土木設計をする予定です。当然、土地が上がる部分が出ると思いますので、 そこは石積みになるのか、何らかの対応はしなければならないと考えています。

(石井委員)

方法書の3ページの図、この図で言うと下側、川の上流側にある構造物は沢の水を流している水路ですか。

(事業者 森取締役)

そうですね。復水機側のところがそうです。

(石井委員)

これも当然、検討の中に入れていただけるということですね。法面とかも含めて全部、検討していただけるということを確認したのと、A010の方は調査地点を増やしていただくということで、こういう図を示していただけるということですね。

最後に、クエスチョンマークがついているものですが、これは、例えば向かい側の集落のお祭りであるとか、イベントであるとか、この近辺で行われていないかどうか、そういったことを地元の方に確認していただきたいということです。

それから、先ほどの3ページの図の一番下にある、中に丸が書いてあるのは冷却塔か何かですか。

(事業者 森取締役)

はい、これは復水機です。

(石井委員)

これから湯気が出たりしますか。

(事業者 森取締役)

冬場は温度差で多少は出ると思います。でも、もくもくとは見えない。復水機自体からというか、 その手前側からは、冬場は白い蒸気が出ます。

(石井委員)

それがどのくらいかを示していただきたい。

(事業者 森取締役)

びっくりするぐらいの量ではないと思います。

(片谷会長)

その辺も群馬の事後調査報告書が参考になると思いますから、ぜひそれを入手して、参考資料とし

て、あるいは現地で冬場に撮影した写真が入手できればそれが一番明確だと思います。

それでは一通り、前回の審議会でご指摘、あるいはご質問いただいた事項について確認させていた だきました。

高木委員は前回の審議の際にご欠席されていたと思いますが、この案件について何かご専門の立場から、次まで内容的な審議をする時間がありますので、今日の時点でご指摘、あるいはご質問がありましたら、お願いします。

(高木委員)

資料は見させていただいたのですが、今の段階では、音関係についてはそんなに大きな問題が起きるとは思っていません。

(片谷会長)

それでは、これにつきましては各委員からのご指摘については確認させていただきました。それでは、この案件の全体につきまして、追加のご意見やご質問、それから庁内調整会議での指摘に対する事業者の見解も資料が一緒についておりますので、それにつきましても何かお気づきの点がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

方法書の109ページに地図がございますけれども、ここで先ほどから話題になっていました沢Aが、ここの左側の地形の沢ですか。沢Bはこの地図にございますか。

(事業者 森取締役)

すみません、この範囲にはありません。

(佐藤委員)

そうすると、先ほど沢Aから $50\sim60$ m離れたところというお話ではないのですね。 $500\sim60$ 00 mの間違いですか。9ページに代表図がありますけれども、これで沢Aの位置は分かりましたけれども、沢Bは左側の国道20 号と書いてあるラインの真下にある沢ですか。地形状、沢上になっているところですか。ここを沢Bとおっしゃっているのですね。分かりました。

109ページの鳥類ラインセンサスルートがありまして、調査範囲が示されていますが、長いところで概ね900mですね。それで、半分は縦方向の河川敷を含むのですけれども、ラインセンサスルートは、ラインと述べているように、こういう風にループを描いたりしないのが普通なのですね。歩くルートがループを描いていますと、無駄というか、左右で重複したりしますので、こういう設定の仕方は普通しないので、これは方法がまずいのではないかと思います。

それと、最初にお示しいただいたこの水収支概略の中で、取水パターンとして①から④まで示されていまして、沢A、沢Bを単独で使う場合も想定されていますけれども、沢Aについては1日150トンの流量から72トン使う場合については、流量の半分を使ってしまうことになるのですね。沢Bについても同じことが言えると思います。沢Aが使えない場合に沢Bを使うということを想定しているからここに書いているのですね。とすれば、鳥類センサスルートや陸上動植物の範囲はこの範囲で本当に適当かどうか、検討していただいた方が良いのではないかと思います。

それで、これは参考なのですが、9ページの図に戻っていただいて、もし一般的に、今日、ここに来る途中に車窓からこの部分を見てきたのですけれども、現在、材木がたくさん積まれていますよね。ここ見る限り、9ページの図から考えても、鳥類調査の場合、この地形上に764mの尾根がございますけれども、事業予定地のすぐ右下です。それから左側に791という数字があります。この尾根をはさんだ、ちょうどリニア実験線の黄色い線を越えた辺りで三角形になるこの部分全てがやはり下

で何らかの開発行為が行われると、鳥類に影響があると考えるのは普通でして、やはりこの稜線をラインセンサスする必要性は感じませんけれども、少なくとも沢Bのエリアまでを含めた調査は今後行う場合に、途中で変更になりましたというのは具合が悪い気がしますので、やっていただいた方が良いと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。今まだどこの沢から取水するかは決まっていないわけですけれども、やはり取水する可能性のある沢の流域と言いますか、その沢水を水源にしている動物に対しての影響はこのエリア全体を含めて見る必要があるという趣旨のご指摘かと思いますが、遠い方の沢まで、特に鳥類の調査地域とすることは可能ですか。

(事業者 勝間課長)

佐藤先生のご意見を伺いまして、全くその通りだと思いますので、沢Bの方まで範囲を延ばして、 調査したいと思います。

(片谷会長)

併せまして、沢の上流、稜線に近いエリアまで見ておく必要があるというご指摘も同時に今あった わけですが。

(佐藤委員)

それにつきましては、どこか定点調査を設けていただいて、沢の奥の方まで見通せるという調査結果を得てもらえれば良いと思います。

(片谷会長)

では、今のご指摘に沿ってこの部分の調査計画の修正をご検討ください。

(事業者 勝間課長)

はい、了解しました。

(片谷会長)

次回、何らかのご回答、修正計画をお出しいただければ、まだ審議時間がありますので、お願いいたします。

(石井委員)

今の佐藤委員のご質問で気付いたのですが、沢Bから取水したものはここまでどうやって持ってくるのですか。どうやって取水するのですか。やはり何か構造物を沢Bに造るのですか。

(事業者 森取締役)

基本的には塩ビの管を利用して、水を引くと考えております。

(石井委員)

当然、そちらも含めて検討していただけるということですね。分かりました。

(片谷会長)

200mくらい上流の沢ですから、恐らく笹子川の岸に沿ってパイプを張るということですよね。

(事業者 森取締役)

多分、高低差を利用して、地中に埋めることになります。

(片谷会長)

そういうことであれば、それをまた準備書に記載していただけば、景観には影響がないというような説明も可能かと思いますので、それは遠い方の沢を使われる時には準備書にその辺のことも記載していただくということでお願いします。

(平林委員)

先ほど、沢Aと沢Bのところで、調査地点という話があったのですけれども、水生生物についても 沢Aあるいは沢Bが現状どうなっているのかということが非常に重要なので、それについても追加で 調査していただかないといけないと思います。方法書の112ページが水生生物調査地点となってい るのですけれども、先ほどの沢Aや沢Bの位置が分かりませんので、これも大きな図で示していただ きたいと思います。現状ですと図が非常に小さいですし、調査地点がどういう沢筋のどういうところ なのか分かりづらいので、それと併せて大きな図で示していただきたいと思います。

(片谷会長)

先ほど申し上げた沢の水路の位置が分かるように示していただいた地図上で、水質調査地点と同じように水生生物調査地点もそこに図示していただくということで、まとめて次回提出をお願いいたします。

(平林委員)

追加ですけれども、先ほど流量も書いてくださいと言ったのですが、流量も年平均、最大、最小、それも分かる範囲で結構ですので、既存資料があればそれを示していただきたいと思います。それから当然、桂川でも河川水辺の国勢調査のデータがあるはずですよね。あればそのデータを載せておいていただければ非常に分かりやすいかと思ったのですが。

(事業者 勝間課長)

色々調べましたが、水生生物のデータはありませんでした。

(平林委員)

分かりました。

(片谷会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは特に他にご質問やご指摘がないようで ございますので、この案件につきましては質疑はここまでとさせていただきます。

この案件についての今後の予定について事務局からご説明いただけますか。

(事務局 土橋主査)

まず本件に関しましては、関係市より意見が既に出ておりますので、これについてはご一読ください。今後につきましては、現在のところ日程としましては、4月に2回、13日と27日を予定しております。次回に骨子をお示しして、その次の27日に意見案をご検討いただくという予定です。

(片谷会長)

ありがとうございました。そうしますと今日、追加の資料の要望が出た件については、次回ご提出

いただくわけですが、次回から知事意見の取りまとめ作業が始まりますので、委員の皆様方におかれましては、もし今後追加の指摘事項、あるいはご質問があります場合には次回13日の審議会よりも前に事務局宛にご連絡いただき、できれば1週間、それを事業者にお送りして、できればもう回答もご用意していただく方が、反映させることができますので、6日辺りを目安にもし追加のご意見等があります場合には、事務局にご連絡いただくということでお願いいたします。

それでは、特に他にご発言がないようでございましたら、この議題につきましては本日はこれで終 了とさせていただきます。事業者の皆様方、本日はありがとうございました。

議題2)都市計画道路甲府外郭環状道路北区間 環境影響評価準備書について

(片谷会長)

再開させていただいてよろしいですね。では、これから議題2に入らせていただきます。事業者の皆様方にはご多忙のところ、おいでいただきましてありがとうございます。

これから説明資料が届くというお話ですので、先に配布されている資料で、できる部分から進めさせていただきたいと思います。今日既に事務局から知事意見の骨子案が用意されております。今までに出されました様々な意見を集約して、案としてまとめていただいたものですので、まず順序が若干逆になる部分がございますが、先にこの骨子案について事務局よりご説明いただいて、審議をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局 丸山課長補佐)

まず、概要の資料から先にご説明いたします。骨子案の概要でございますが、知事意見とする主な 事項は次のとおりです。全般的な事項といたしまして、事業の実施による地域環境の変化について、 環境基準との整合だけでなく、現況との比較による検討の実施。環境保全措置の内容及び検討経緯の 具体的な説明。そして、環状線東区間や茅が岳東部広域農道等の周辺道路との複合影響の考慮。また 計画交通量や工事車両の運行計画等の予測の前提条件のより詳細な説明でございます。

個別的な事項といたしましては、トンネル坑口付近における排気ガスの拡散による影響。工事用車両の運行に伴う大気汚染、騒音、振動等による影響。トンネル工事に伴う水質汚濁、地下水の変動等の水環境への影響。希少動植物に対する具体的な保全措置の検討。住民の視点に立った、構造物の存在に係る景観や触れ合い活動の場への影響。トンネル工事に係る残土処理に起因する土壌汚染や、残土を東区間に搬出するための経路等における影響でございます。留意点といたしまして、トンネル掘削残土については東区間の工事で使用する旨説明していることから、東区間との複合影響を検討する必要がある。トンネル出口付近の排気ガスの拡散状況の把握については、インターチェンジが盆地北側斜面のくぼ地に設置されるという特徴を考慮した検討が必要である。景観については、県民、技術審議会及び関係市がいずれも、住民の視点で予測地点を選定することを求めていることから、地元意見を反映した予測地点の追加が必要である。以上でございます。

次に、知事意見骨子(案)のうち、全般的事項について、要点をかいつまんで説明させていただきます。全般的事項の1、環境影響の程度、評価基準の明確化について、現在の環境の状況との比較でございますが、対象事業の実施による環境の変化についての程度や事業実施による影響の広がりについては現況環境との比較を行うことにより明らかにし、評価書に検討の経緯及び結果を記載することとします。複数案による環境保全措置の検討をすることとし、比較検討に用いた措置のうち、実施しないこととした措置についても、評価書において、環境影響の低減に係る具体的な効果を説明することとし、環境保全措置の検証について、「環境保全措置の効果に係る知見は蓄積されていると判断される」としている項目については、評価書において、同様の措置の実施事例の引用等により、検証結果の合理性について、説明を補足することとし、実施可能な環境保全措置の検討を行い、費用等の環境保全の見地以外の理由で実施しないと判断した措置については、評価書の記載から除外することとします。

- 2、対象事業の部分供用について、本事業においては、山梨県環境影響評価等技術審議会において、 事業者より「部分供用は行わない予定である」旨の回答があったことから、その旨を評価書の事業計 画第3章中に明記することとし、なお、事業の実施中に、社会情勢等の変化により、部分供用するこ ととなった場合にあっては、部分供用を開始する前に、当該区間の供用による環境影響の程度につい て調査を行い、及び事後調査を実施することとします。
- 3、他事業との複合影響については、当該事業に隣接又は関連する、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間、都市計画道路県道緑ヶ丘公園線、茅が岳東部広域農道の供用後における当該事業との複合影響について、事業計画、将来交通量や利用状況に係る基礎的な情報を整理・勘案した環境影響を把握し、検討の経緯及び結果について評価書に記載することとし、特に当該対象事業の実施に係る工事用車両運行により影響を受ける関連事業については、方法書知事意見において環境影響を求めているところであるが、準備書に反映されていないので、評価書において明らかにすることとします。
- 4、方法書に対する知事意見の反映について、方法書知事意見に対する見解の再検討を行うこととし、都市計画決定権者の見解において「特異な地形ではない」と判断して、一般的な予測手法、具体的にはパフモデルにより予測を行っているが、「特異な地形ではない」と判断するに至った測定結果や検討経緯、検討結果が示されていないので、評価書に記載すること。大気質については、トンネル坑口において、甲府盆地北斜面における接地逆転層発生時には降下流等により大気が南側に偏って拡散することが懸念されるため、一般的な予測モデルでは、拡散状態が再現できないおそれがあることから、当該事項を考慮した予測を行い、汚染物質の水平方向の拡散の様子を等濃度線により地図上に示すことにより明らかにし、評価書に記載すること。また、騒音・振動については「異常伝播がない」ことを確認した調査結果及び検討経緯を明確にし、評価書に記載することとします。水質汚濁物質の影響について、方法書知事意見では、濁水の発生時やトンネル掘削に係る工事排水に対する環境影響の把握を求めたが、「沈砂地、排水処理施設を設置することとしたため選定しない」として、環境影響評価の対象としていないが、環境影響評価の項目に選定したうえで、調査、予測及び評価を行い、この環境保全措置に至った経緯を明らかにすることとします。
- 5、事業計画、計画交通量についてでございます。「計画ルートは、市街地への影響を極力避け、 甲府盆地北部の山間部や住宅地を通過することとし、安全で快適な走行の確保、地域の利便性の向上 を考慮しつつ、自然環境や景観、遺跡、既存の土地利用等への影響が可能な限り小さくなるよう配慮」 した旨の記載があるが、ルート選定に係る検討経緯は準備書に記載されていないため、その検討経緯 及び結果については評価書に記載することとし、盛土、切土部、掘割、地中式等の道路構造や、その 高さ及び深さに関する情報が十分に記載されていないことから、予測の検証に必要な情報については、 全て評価書に記載することとします。土工部の管理区域について、側道の有無、設置予定箇所及び当 該部分において想定される計画交通量については、当該事業に関連する環境影響であるため、その積 算根拠及び将来推計について、資料を整理し評価書に追加すること。計画交通量については、環境影 響の予測の根幹となる部分であることから、その積算根拠及び将来交通量の推計について、資料を整 理し評価書に添付すること。その際、将来推計に用いた高齢化、人口の減少等の社会的な変化の条件、 周辺の道路環境の変化については、要因とした内容及び反映状況についてできる限り詳細に記載する こととします。トンネルに係る発生土の処理等について、トンネル掘削及び工事関連施設のトンネル 掘削及び工事関連施設の設置に伴う工事用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土の質・量 等を定量的に把握し、大気質、騒音、振動、水質、地下水、発生土等の関連する環境影響評価の項目 の予測及び評価を実施し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載することとし、発生土の主な運搬 ルートについては、トンネル工事における発生土の量、運搬車両の台数、主要な運搬ルート及び保全 対象の分布状況を明示したうえで、大気質、騒音、振動等の調査、予測及び環境保全措置を検討し、 その経緯及び結果を評価書に記載すること。発生土を工事ヤード及び残土処分場以外で仮保管する場 合は、仮保管場所についても、残土処分場と同様に環境保全措置等を検討し、その経緯及び結果を評 価書に記載することとします。工事関係車両について、方法書知事意見において「トンネル掘削に伴

う工事用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土の質及び量等を定量的に把握し、関連する環境影響評価の項目に係る環境影響評価」の実施を求めたが、工事用車両の算定根拠、交通量、工事用車両の運行ルートに係る検討資料や具体的な検討結果が示されていないため、当該知事意見で求めた内容について、第三者が再現可能な資料を評価書に記載することとし、3月2日開催の技術審議会において、「トンネル工事等で発生する残土については、甲府外郭環状道路東区間において使用する」旨の回答があったことから、東区間において当該事業により使用する発生土の量、運搬車両の台数、走行時間帯及び走行ルート等を評価書に明記することとします。

- 6、予測について、方法書に記載した「自動車騒音及び道路交通振動の調査地点」のうち、塩崎交差点付近の国道20号の調査地点については、道路交通騒音の調査地点及び道路交通振動の調査地点が準備書段階において削除されている。当該調査地点は、計画路線が国道20号のバイパス事業であり、対象事業が国道20号に接続した後の環境影響を把握する上で重要な地点であることから、評価書において、当該調査地点を削除した理由及び検討経緯について説明することとします。
- 7、環境保全措置の検討について、環境保全措置の実施条件を「著しい影響が生じた場合」として 準備書に記載しているが、判断の基準に具体性がなく、改めて保全措置の実施要件について評価書へ 記載することとし、環境保全措置については、措置の詳細について確認することができないため、想 定しうる複数の環境保全措置及びその効果について、具体的に評価書に記載すること。準備書に対す る意見概要において、都市計画決定権者は車両の運行計画については、朝夕の通学時間帯は運行を制 限するとしているが、関連する環境保全措置においてはそれが記載されていないことから、具体的な 運行計画を評価書に記載すること。併せて、当該措置の実施により低減される環境影響の程度につい ては、定量的な検討を行うこととします。
- 8、事後調査の実施、工事について、都市計画決定権者は「予測の不確実性は小さい」としているが、「実際に稼動するユニットは現時点では定まらない」として、一般的に使用されるユニットにより予測を行っており、予測条件が不確実性を含むものであることから、事後調査により、重大な環境影響が生じていないことを検証すること。また、環境保全措置を講ずるとしている環境影響評価の項目のうち、措置の内容が未確定のもの、及び構造・色彩等の事業進捗とともに措置が具体化する項目については、現段階においては、措置による効果が不確定であり、また実施についても不確定であることから、予測手法に係る知見に関わらず事後調査の対象とする旨を評価書に記載することとします。
- 9、評価については、「適正に評価した」旨のコメントがあるが、都市計画決定権者が適正と判断する根拠が不明であり、また記載が不十分である。評価については「環境基準に適合しているか否か」ではなく、「検討過程が明確であること」、「回避→低減→代償」の順で検討が行われ、「最終的に残る環境影響が確認されているか」等を検討経緯とともに明確にする必要があるので、評価書において記載を修正することとし、方法書知事意見において、「評価は、環境の保全措置の実施前後を比較することによって行うこと。環境影響の軽減の度合いについては、できる限り定量的若しくは、客観的に明らかにすること」を求めたところであるが、準備書においては、事業実施後及び保全措置の効果についてのみの記載であり、実施前との比較が行われていないので、評価書において記載を修正すること。また、保全すべき目標値等については、環境基準のみとの比較であり、現況環境が考慮されていないことから、現況環境から乖離している部分においても環境基準を保全目標として設定した理由を、評価書において明確にすることとします。
- 10、専門家の助言について、「専門家からの聴取の結果」を基に検討を行っている旨の記載があるが、当該専門家の意見の内容について詳細な記載がなく、専門家の助言を基に行われた検討の経緯及び当該助言の反映状況が不明であることから、専門家からの助言については、できる限り詳細に記載すること。可能な場合は、専門家の所属氏名を併せて記載することとします。
- 11、分かりやすい資料の作成について、準備書については、A3版の図面が大半を占めているにも関わらず、A4番に製本されているため資料の確認が困難であることから、評価書の作成にあたっては、A3版の図面については図面集等により別冊としてとりまとめ、閲覧者の利便性の向上に努め

ることとし、環境影響評価手続は住民に対して、当該事業の実施による影響について説明するための 資料であることに鑑み、専門用語については注釈を付け、引用部分については「引用」と明記し、参 照部分等については、参照ページを記載する等、記載内容や説明の趣旨が確実に伝わるよう、表現等 の見直しを行うこととします。

10ページからの個別事項につきましては、それぞれの委員の皆様の専門分野がございますので、 説明は省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(片谷会長)

ありがとうございました。とりあえず一通りの知事意見骨子の案のご説明をいただきましたが、今日事業者からご説明を準備していただいている事項がございますので、それを伺ってから再度この知事意見骨子案の審議をさせていただきたいと思います。

それでは、ご準備いただいた資料についてご説明をお願いいたします。

(事業者 高橋監督官)

前回のご意見に対して回答を作ってまいりました。お手元の資料、全部で20ページほどのものがあって、それを今パワーポイントに直して映しまして、1つ1つ説明させていただきます。同じようなものについては割愛させていただきたいと思っております。それでは、説明させていただきます。まず1枚目、非常に分かりにくいのですけれども、1ページ目、これが福原委員からございました意見ですけれども、「準備書作成に係る委託先」というのがありまして、これにつきましては10月19日の審議会で一応対応済みでございます。

それからその次の会長からの意見ですけれども、「欠席の委員から意見があれば、事務局から事業者に伝え、次回までに見解を得られるよう、用意すること。」、これにつきましては今回この中に入れております。

続いて次のページ、「今回、前回質問事項等のパワーポイントと口頭のみで説明した資料について」、 これは3月2日ですけれども、「後日書面により事務局に提出すること。」ということですが、これに つきましては、事務局の方に提出済みとなってございます。

福原委員から出ました「環境影響評価における環境保全措置は具体的なものを示しながら行うべきだ。」というのがございまして、これにつきましては、「遮音壁の設置位置など、現時点で具体的に記載できるものについては可能な限り記載しています。」ということで、準備書資料編の25ページから48ページに記載しております。「なお、環境保全措置の具体化に向けては、事業実施段階で、経済性、施工性も踏まえて検討を行う予定です。」という見解となっております。

続きまして、これも福原委員からのご意見ですが、「防音壁等を景観にどのように調和させていくのかについては、文書での説明であるが、他事例の引用による効果等を具体的に例示する必要がある。」というご意見をいただいております。それからもう1つ、「防音壁についても、景観とどのようにして一体化させるのか、立体的、平面的にどのように変わるのかを具体的に提示する必要がある。今後はそのように考えていく時代である。」というご意見をいただいております。これにつきましては、「景観の構造に変化が生じると予測した地点では「第8章第11節 景観」の項目において、形式、デザイン、色彩の検討を行うことを明記しています。なお、デザイン等の詳細につきましては、事業実施段階で専門家等の意見を聞きながら、経済性、施工性も踏まえて検討を行う予定です。」ということでございます。

続いて、会長の「環境影響の程度について非常に大きなものではないことは分かるが、評価についてはどの項目も同じであり、「事業者が実行可能な範囲で回避、低減されている」「環境基準等をクリアしている」とし問題ないとしているが、本来のEIAの考え方では不十分である。現況を悪化させないことが主目的であり、現況との比較及び寄与率を明確にして説明する必要がある。」、これにつきましては「評価は「環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべ

き基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」に基づいて実施しています。基本的事項では、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうか」、「国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との間に整合が図られているかどうか」について評価することとなっています。」」という回答です。

続いて、「建設工事中に設置される新たな広域農道があるが、当該農道の影響について準備書において扱われていない。当該農道事業の影響を考慮した予測及び評価を行う必要がある。計画が未確定のものであればやむを得ない場合もあるが、道路計画があり公共事業であることから、交通量等の情報は入手可能であることから、この点は省くことはできない。これについては、大気環境だけでなく、自然系の項目についても同様である。」、これにつきましては先ほどと同じような形になりますが、「本事業は基本的事項に基づき実施しています。このなかで、当該事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、事業の規模の合計が、環境影響評価法施行令に定める規模要件以上となる場合には、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めると記載されています。ここで、「他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ」とは、本事業と他の道路が相互に連続する場合等、一体的に計画されている場合を指しています。」という回答を作っています。「また、広域農道は、山梨県環境影響評価条例の規模要件に満たないため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると判断されていないこと、本事業と広域農道については、直接接続するような計画となっていないため、基本的事項の記載に該当しないと考え、影響について考慮していません。」と現在の考えを記載させていただきました。

続きまして、これも会長からいただいております「10年後には全線供用するとのことだが、部分供用は行わないのか。」に対しましては、「現時点で部分供用は想定していません。」という回答としております。

続きまして、工藤委員から、降下ばいじんについて、10月19日にいただいたご意見ですが、3月2日の技術審議会において見解を示させていただいております。

続いて、次の項目で「関連して、タイヤ洗浄はどのような手法で行うのか。」、これも3月2日の技 術審議会において、事例を紹介させていただきました。

続いて、工藤委員から「方法書の知事意見に対する回答への質問」ということで、「トンネル坑口付近の寄与濃度が結構大きい。」というご意見をいただいております。これにつきましても、3月2日の技術審議会において見解を示させていただきました。

続いて、もう1つ、工藤委員から、「道路(計画道路(塚原地区))のすぐ南には、わりと民家があり、距離減衰が大きいといえども、その民家の近くを通る道路の影響を考え」という意見につきましても、3月2日の技術審議会において見解を示させていただきました。

続いて、工藤委員から「降下ばいじんの降下量について、保全措置前の値として、係数 a は、0.0140を使用しているが」というご意見をいただいておりまして、これにつきましても3月2日の技術審議会において回答させていただいております。

「準備書に記載されている住民及び知事意見に対する都市計画決定権者の見解は、指針に基づき行ったので、良いのだと言うのでは納得できない。今の記載では具体的な解決方策を読み取ることができない。この回答により納得する人はいないだろう。」というものがありました。若干先ほどの説明でもありましたが、工事用車両等も補足しました。見解追記補足版を別紙で、赤字を入れたものを今回お配りしております。

続きまして、「今議論した残土処理のように質問すれば回答できる内容については、予め準備書に記載する必要がある。」、これにつきましても、「他の道路事業等との連携をはかりながら極力再利用し、適正な処理及び再利用に努めることを準備書に記載しています。」という見解としております。

「大気についても、道路環境影響評価のマニュアルに基づき予測を行っているはずだが、最初の段

階で、この地域(甲府市塚原IC付近)については、特異な地形ではないとしているが、私の経験からは、特異な地形に該当する。マニュアルの手法は平地でありかつ空気が滞留する場合、非常に拡散が抑えられる場合などには対応していない。その場合は詳細な手法を用いることになっている。今回の計画は盆地内の一斜面を横断する計画であるため、マニュアルどおりに実施すれば良いということは成り立たない。」というご意見をいただいております。これにつきましては、「大気質については、現地調査の結果、一部の地点で市街地の気象状況とは異なる結果が得られました。しかし、風向図より、各調査地点のCalm率は低く、主に尾根筋に沿って強い風が吹くことが分かりました。また、逆転層の状況を把握するための調査を行った結果、逆転層(温度逆転)は、冬季の日没から日の出前にかけて出現するという、冬季における一般的な傾向が見られました。これは、予測式(パフモデル)において、加味されているものです。以上のことから、現地においては大気が特別に滞留する地形ではないため「特異な地形ではない」と判断しました。」という見解としております。

「例えば、パフモデルで用いた鉛直拡散係数はどのような値を用いたのか。」、これにつきましては、 3月2日の技術審議会において回答させていただいたとおりです。

続きまして、「今回は、地形の形状にあった大気の拡散が再現する方法により行われているかが疑問であったための指摘である。これについては、気流の状況及び安定度の状況等の整理を行い、標準の手法で適切であるのかを再検討すること。」、それから会長から「マニュアルどおりだから良いということは、たいていの場合は当てはまらない。予測は、事業の種類、地形を考慮して手法上の加工を加える必要がある。今回の資料は、その辺りを修正し追加説明資料として提出する必要がある。」というものがありました。これにつきましては、後ろの方になりますけれども、「事業の種類、地形を考慮した結果、一般的な道路事業と同程度であると考えられたため、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」に示された参考手法及び調査結果に基づいて予測する手法により予測・評価を行いました。」としております。

続きまして、会長よりいただきました「寄与率が項目によっては、10%を超えている場所もある。 車両の影響により寄与率が大きくなることは事業特性であるので、その辺りをきちんと説明する必要 がある。」、「寄与率が10%を超えているにもかかわらず事後調査を行わないということはあり得な い。大気について事後調査を行わないとしているがそれはあり得ない。」というご意見をいただいて おります。これにつきましては、「「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、 予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指 針等を定める省令」によると、事後調査は以下の場合に実施することとなっています。」ということ で、4点ございまして、「1、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ず る場合。2、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合。3、工事の実施中及び土地又は 工作物の供用開始後において環境保全措置の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細な ものにする必要があると認められる場合。4、代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の 充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合がございます。大気質については、い ずれにも該当しないと考えられるため、事後調査は実施しないこととしています。」という見解とし ております。

「騒音・振動については、4月から自動車騒音の常時監視を市町村が行うこととなるとともに、視覚的にも分かりやすい面的に示すことが必要となる。また、平面的だけでなく、断面構造についても検討すべきだ。」という意見です。「予測結果については、準備書資料編P25からP48において、平面的に示しております。また、断面的には準備書P8-2-16から21に標準的な断面構造を示しております。」としております。

続きまして、福原委員から「騒音の環境保全措置と景観の調和について」、もう1つは「景観を重視しなければならない所では、性能を確保しながら、他の部分との調整をどのように図るかという、デザインを含めた検討を行っていただきたい。」、これについては3月2日の技術審議会において、見

解を示させていただきました。

続きまして、坂本委員から「地下水について」、「計画地付近には双葉西小及び東小という小学校がある。」、これについては3月2日の審議会において、見解を示させていただきました。

続いて、平林委員からの意見がございます。これについては、3月2日の技術審議会において見解 を示させていただきました。

続きまして、坂本委員から、P8-5-11の5行目について指摘がありました。これにつきましては、ご指摘のとおり、評価書において修正します。

続きまして、坂本委員から「P8-5-12の図8-5-6、B-4とB-5の間に紫のTaの山がある。」、これにつきましては3月2日の審議会において見解を示させていただきました。

続いて、坂本委員から「人の使っている地下水の検討」、それから「道路計画位置から南にある地下水の利用状況とそれへの影響を検討すべきではないか。」というのがございました。それからもう1つ、「事後調査について」のご指摘がありました。これにつきましては、3月2日の技術審議会において見解を示させていただきました。

続いて、角田委員からの後日意見ということで、「温泉の状況について」、これにつきましても3月2日の技術審議会で見解を示させていただきました。

続いて、坂本委員から「地下水関係については、利用形態や影響について、今後調査をするということであるが、こうしたことこそ、本来準備書に記載するべき事項である。」、それから、「調査をしながら施工を行うとのことであるが、これは地下のことは分からない点があるので、事後調査を含めてその都度工事を行う中で分かったことを、EIAの結果に反映すべきである。」というのがございました。これにおきましては、「準備書P8-5-25において、1号トンネル扇状地堆積部では、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映させる方法により工事を実施すること、事業実施区域周辺の個別の井戸等については、事業実施段階で、井戸分布等の詳細な調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じることを記載しています。」、また「工事実施段階において、「工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映させる方法により工事を施工」を行うこととしていますが、事業実施段階で予測し得ない著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講ずることとしています。」としております。

続いて、湯本委員からキクガシラコウモリ及びミゾゴイに関するご意見をいただきました。これにつきましては、3月2日の技術審議会において、見解を示させていただきました。

続いて、工藤委員から「トンネルから排出される窒素酸化物や温暖化物質の影響については、EIAマニュアルは人への影響について記載されたもの。動物等への窒素酸化物の影響についてはマニュアルには載っていないものであるため、専門家から意見を聞き、答えを出すべきである。」、これにつきまして、「トンネルから排出される窒素酸化物が、絶滅危惧種に指定されている動植物に対する与える影響に関する知見については、現時点では明確になっていないと考えています。オオタカ等、生息・生育環境が保全されない可能性があると予測された重要な動植物種については、環境保全措置を実施することで、環境負荷の低減に努めます。また、工事中及び道路の供用後において、予測し得ない影響が生じた場合は、別途対策を行います。」という回答としております。

続いて、佐藤委員から「説明内容について、動植物に対する意見7項目について、回答に具体性がなく、保全措置の内容が分からない。生態系全体としても、これではどのようなことが起こるのか、事業者が何をするのか全く分からない。事業者の認識の低さを感じる。」ということに対して、「動物に対しては、以下の保全措置を予定しています。洞窟性こうもり類の生息環境の代償環境として、ボックスカルバート等により繁殖場所・ねぐらの環境を人工的に創出することで失われる生息環境を代償する。工事施工ヤード及び工事用道路等について、計画路線区域内を利用することにより、改変区域を極力少なくし、動物の生息環境への影響を低減する。照明の漏れ出しの抑制を行うことにより、夜行性の種、あるいは光に誘導される習性をもつ動物の生活の撹乱を低減する。オオタカ、キクガシラコウモリに対しては、繁殖期を避けた工事工程の検討及び段階的に土地の改変を行うことにより、

生息への影響を低減する。低騒音型・低振動型機械を使用することにより、計画路線及び周辺を生息範囲とする種への影響を低減する。工事従事者への講習・指導を行うことにより、計画路線近傍に生息する種への人為的な撹乱による影響を回避する。締切・沈砂池等の濁水処理を行うことにより、水生生物の生息環境を保全する。」「動植物に対しては、以下の保全措置を予定しております。イヌハギ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、スズサイコ、ミゾコウジュ、イヌノフグリ、カワヂシャについては、移植を行う。移植が難しい種については、生育確認個体から種子を採取し、生育適地に播種を行う。工事施工ヤード及び工事用道路等について、計画路線区域内を利用することにより、改変区域を極力少なくし、植物の生育環境への影響を低減する。工事従事者への講習・指導を行うことにより、計画路線近傍に生息する種への人為的な撹乱による影響を回避する。生態系につきましては、一部の生態系の注目種・群集の生息・生育環境が保全されない可能性があると予測されましたが、環境負荷の低減が図れる。」と考えております。

それから早見委員から、「オオタカの双葉町での永続的な生息を保証するような、工事時期、方法について留意すること。」、これについては「準備書のP8-8-78から80に記載したとおり、オオタカへの影響を低減するため、環境保全措置として「工事施工ヤード及び工事用道路等の計画路線区域内利用」、「低騒音型・低振動型建設機械の使用」及び「工事従事者への講習・指導」を行う」こととしております。

同じく早見委員から「猛禽類全般について、甲府市北東部、北部千代田湖周辺、双葉町は猛禽類数種の貴重な生息地として認められているので、明かり部から遠いとはいえ、工事に関して留意する必要があると考えられるので、ぜひ専門家との協議、工事後の継続的な調査を検討する必要がある。」、これにつきましては「準備書P8-8-81に記載のとおり、オオタカについては、事後調査として、施工中及び施工後の繁殖期に生息状況及び繁殖状況の確認を行うこととしております。なお、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる」こととしております。

「河川生態系としての鳥類(カワセミ)、魚類(カジカ)、水生昆虫類、両生類等について、明かり部は必然的にカワセミなどの生息地と重なる。明かり部がトンネル部分の工事関係車両の搬出入口にもなることから、事前に工事部分での繁殖状況の確認と、大体環境がどれくらいの範囲で補償されているかを確認する必要がある。また、工事による河川への土砂の流出、油脂類の流出、洗浄剤の流出、車両洗浄後の排水の流出等、河川生態系への影響を事前に想定したヤード等の配置、車両の出入り、工事期間中の排水処理を設計すること。」、これにつきましては「生態系の注目種・群集については、方法書段階で候補種を記載し、その後の現地調査結果を踏まえて現在の注目種・群集を選定しています。カワセミについては、動物の項目において予測を行い、主な生息環境の改変面積は4.5 h a となっていますが、周辺には同質の環境が広く分布していることから、生息環境は保全されると予測しています。また、工事の実施に際しては、締切、沈砂池などの濁水対策を実施することにより、生息環境は保全されるものと予測しています。」としております。

早見委員から「キクガシラコウモリの営巣場所が工事場所と重なるのでその保全対策を専門家と協議すること。」、これは「準備書P8-8-78に記載のとおり、専門家等の意見を聴取しながら適切に行う」こととしております。

「参考資料に掲載されず、準備書に記載されたクロツバメシジミについては、「計画路線の250m以遠」となっているが、生息条件の制限が強く代替地が寡少で、近年きわめて減少傾向が強いことから、双葉町の明かり部近くの生息地については、工事車両の通行、関連工事により影響を受ける可能性が多いと考えられることから、食草のツメレンゲの繁殖環境とともに影響が及ばないよう配慮する必要がある。当該種(ツメレンゲ)は移植、復元は困難である。」、これにつきましては「クロツバメシジミは釜無川・塩川河川敷のツメレンゲ群集で確認されています。確認位置は、本事業の工事において改変を受ける可能性のある範囲の外側となっています。いずれも河川敷での確認であり、釜無川・塩川河川敷内を工事用車両が通行することは想定していません。このことから、工事用車両の通

行により生息地が消失することもないものと考えます。」としております。

「クロヒカゲモドキについては、移動性が少なく、また生息地減少のため、現生息地の環境保持が求められる。詳細資料を提示すること。準備書中では、春日居町付近とみられるが明かり部に近いので、工事の影響が懸念される。」、これについては「クロヒカゲモドキは、羽黒町の樹林で確認されています。トンネル部での確認であり、坑口からも1km以上離れていることから、影響は生じないと考え、予測対象種から除外しています。」としております。

続きまして、石井委員から知事意見に関する見解について、景観の部分ですが、10月19日にいただいたご意見につきましては、3月2日の技術審議会において見解を示させていただきました。

また、3月2日の技術審議会において「景観については検討したが何もしていない。」というご意見がありました。「景観については、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、予測、評価及び環境保全措置の検討を行いました。主要な眺望景観、日常的な視点場及び景観資源の改変については、改変が生じるおそれがある地域を対象に、道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置及び程度を把握しました。主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の変化については、景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を対象に、フォトモンタージュ法による視覚的な表現方法により、計画路線完成後の予想図を作成し、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の変化の程度を把握しました。」としております。

同じく石井委員から、「事業者は、一般的な場所にて予測を行っているという説明ばかりであるが、一般的な視点場以外であるから求めているのである。どこから何が見えるのか、人が集まっているところからの眺望点だけでは、本案件のような場合には、何もしないで良いことになってしまう。」、これにつきましては「景観については、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とし、環境基本法第 14 条第 3 項に基づき、調査・予測及び評価を行いました。「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、環境影響評価を行っており、景観の視点の選定にあたっては、不特定多数の人が集まる地点の中から、眺望点及び景観資源の分布、視覚的関係及び対象道路の位置などを踏まえて、眺望点から景観資源の方向を眺望する場合に、計画路線が確認される地点を設定しております。」ということで、準備書の P8-11-19 に記載しております。

「東区間も同様であるが、環境保全措置が複数案による影響の低減が検討されていない。「多分できるはず。」という記載であり、具体的なものは示されていない。」、これについてですが「景観の構造に変化が生じると予測した地点では、「第8章第11節 景観」の項目において、複数案の環境保全措置について検討を行い、道路付属物についても形式、デザイン、色彩の検討を行うことを明記しております。なお、デザイン等の詳細につきましては、事業実施段階で地域住民の方の意見を聞きながら、経済性、施工性も踏まえて検討を行う予定です。その他、地形改変部の緑化、ラウンディングによる周辺地形との調和を行う予定です。」としております。

「構造の変化(現在の景観を構成している要素の変化)については、構造の変化は何であり、何をどのように保全するつもりか不明である。」、これにつきましては「景観の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、視距離、水平見込角、仰角・俯角、スカイライン切断の有無といった物理的指標を基に、構造物の目立ちやすさ、圧迫感などの変化について予測を行っています。準備書においては、水平見込角から、橋梁構造が目立つものと予測されたため、構造物及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行うことにより、この影響の低減を図り、周辺景観に調和させる」こととしております。

「もっと具体的なものを示す必要がある。」、これにつきましては「デザイン等の詳細など、環境保全措置の具体化につきましては、事業実施段階で専門家等の意見を聞きながら、経済性、施工性も踏まえて検討を行う予定です。」としております。

早見委員から、「トンネル掘削により発生土が大量に発生する。その再利用については書いてあるが、その際、一時置き場が必要になると考えるが、既に選定済みであるのか、ある場合にはその面積や場所を明示すること。」、それから「発生土の一時保管場所について、具体的な回答を求めたが、今

回の説明では回答になっていない。 $270\,\mathrm{Fm}^3$ 発生するうちの $40\,\mathrm{Fm}^3$ は場内利用であるが、残りの $230\,\mathrm{Fm}^3$ は外で使うとしているが、仮置きするのか、そのまま利用できるのか、それは可能なのか。一時保管場所における、動植物への影響は相当大きいと考えられる。トンネルであれば環境に影響は少ないという説明であるが、トンネルから出る土の影響を考える必要があるが、その回答が前回のままである。」、これにつきましては「基本的には、東区間の盛土工においてトンネル残土を利用する」としております。また、「他の道路事業等との連携をはかりながら極力再利用し、適正な処理及び再利用に努めることとしています。」と、準備書のP8-13-4から5に記載しております。また、「事業を調整して仮置き場は設置せずに行いたい」と考えております。

最後に、「建設発生土等は再利用するとしているが、ためておく場所と、ためることによる影響には言及していない。また、再利用可能な年間量が分からないため、すべて再利用するためにどのくらいの期間を要するかも不明である。」、これにつきましては、「建設発生土については、当該区間及び東区間の盛土工においてトンネル残土を利用する計画としています。また、他の道路事業等との連携をはかりながら極力再利用し、適正な処理及び再利用に努めることとしています。」と、これも同じように準備書に記載しております。また「事業を調整して仮置き場は設置せずに行いたい」と考えております。

以上、3月2日、一部10月19日、それから審議会とは別の後日意見でいただいた意見につきまして、回答を示させていただきました。雑駁ですが、以上で説明を終わります。

(片谷会長)

はい、ありがとうございました。それでは、今伺いますと、先ほど先に事務局から説明していただいた知事意見骨子案に書かれている内容に対して、事前に今ご説明いただいた回答で部分的には対応できている面もあるようには思いますが、まだ解消されない指摘事項もたくさんあるように思われますので、まず今の時点で今ご説明いただいたことに対してのご質問等のご発言を承りたいと思います。この案件につきましては、知事意見案を次回、審議する予定となっておりますので、できる限り具体的な中身の検討の必要なご意見に関しては今日出し尽くしていただきたいという趣旨ですので、委員の皆様方、そのつもりでご発言をお願いいたします。今回は特に順番は定めないで、たくさんありますので、お気づきの点がある方から、どなたからでもご発言いただくようにしたいと思います。

(角田委員)

前回、欠席しましたので、もしかしたら回答があったのかもしれませんが、昇仙峡の入口付近にトンネルの出口が造られるということで、その出口付近に浮石等がだいぶ見られるということで、工事に伴って、振動が発生すると考えられますので、その周辺の住民の住んでいる住居とこの辺の関係を十分考慮してもらう必要があるのではないかということを申し上げた気がしたのですが、今聞いたところには載っていなかったものですから、少しそこがどうかなと思い、発言させていただきました。

(片谷会長)

いかがでしょうか。少なくともこのリストには載っていない事項ですけれども、それは10月の時 に発言された内容ですか。

(角田委員)

私もはっきり覚えていないのですが。

(片谷会長)

いつ発言されたかということはともかくとして、今のご質問に関して、今、事業者からご回答いただけることはありますでしょうか。

(事業者 高橋監督官)

今現在、浮石等については持ち帰らせていただいて、確か以前、現地説明に行かれた時に確か言われたと思いますので。

(角田委員)

できれば断面図等を、路線に対して直角な方向に断面図も追加でお願いします。

(事業者 高橋監督官)

トンネル工事の際の振動の影響ということで、持ち帰り検討させていただきます。

(片谷会長)

次回が最終ですので、まだ間に合うと思いますので、できましたら次回の審議会ではなく、それより前に事務局宛に回答をお送りいただけるとありがたいのですが、2週間しかないので厳しいかもしれませんが、可能ならその方向でお願いいたします。

先に、私がかなり全般的な問題でご指摘したことに対して回答いただいているのですけれども、少 し趣旨が伝わっていないように思われますので、こちらがどういう意図で指摘しているのかというこ とをもう一度補足して申し上げておきたいと思います。恐らく今日すぐにそれに対するご回答をいた だけるような内容ではないと思いますので、今日またこちらの見解をお伝えするというだけにしたい と思うのですが、例えば2ページの全般の項目に関する私の指摘に対してのご回答なのですが、「評 価は基本的事項に基づいて実施している」というだけのご回答をいただいているのですが、この基本 的事項の定めは確かにその通りです。ただ今アセスメントの制度がどのようになっているかというと、 通常よく言われるのはベスト追求ということを言われているわけで、それから客観性と図書の分かり やすさというのが今実際に動いているアセスメントの中では一番重要な点としてよく指摘されてい ることです。その根拠となるのは何かというと、これは環境影響評価法の第3条に要するに上位規定 として宣言されていることがありまして、少し読み上げますけれども、「国、地方公共団体、事業者 及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環 境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避 し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの 立場 で努めなければならない」。これが第3条の規定で、要するにこれがベスト追求ということが言われ ていることの、法律上の根拠なのですね。ですから、「諸々の基本的事項等に書かれていることを守 っているからそれで良い」ということにはならない。この第3条の規定は、もっと他に、基本的事項 等に書かれていること以外のことであっても、可能なことであるならばその努力をしなければならな いという規定ですので、残念ながらご回答いただいた内容だけでは、十分な回答をいただけたとは私 は思っていないということです。同じことが3ページの並行する道路事業等の、確かに他の道路とイ ンターチェンジで繋がっているわけではありません。であっても、やはり環境影響は複合して起こる わけですので、それを回避することはやはりこの第3章の規定に照らし合わせれば、黙って避けて通 れるものではないということです。なので、今日ご回答いただいた中でいくつか「主務省令や基本的 事項に書かれている通りにはやります」というご回答があるわけですけれども、法の精神に沿ってや れば、それだけで良い場合もありますが、全てがそれだけで良いというわけではないというのが私の 見解ですので、それを再度ここで申し上げておきたいと思います。恐らくこれは答申に盛り込まれて いますので、これから答申が出るまでの短い期間ですぐにご対応いただけることではないと言うこと はこちらでも認識しておりますから、最終の評価書の段階でご対応いただき、事後調査についてもや はり同じです。「書かれている基準に当てはまらない」ということですけれども、最大限、回避、低 減するという趣旨に立てば、やはり10%の寄与濃度が小さいとはとても言えないわけですので、そ ういった点を全体的な問題として、申し上げておきたいと思います。これは私、一委員としての見解

ですけれども、申し上げておきたいと思います。では、他の委員からのご意見をお願いします。

(石井委員)

今、会長から言っていただいたことに尽きるような気がするのですが、景観についても、全て同じような調子で答えていただいていて、そんなに難しい調査を依頼しているわけではないので、何でやらないのかというのが逆に不思議で、やると都合が悪いのではないかと一般の人から思われるような気がしますが、公聴会や各市町村の意見も多分ご覧になっていると思いますが、どう考えても今出されているもので十分だと考えている人は、事業者の皆さん以外にはいないと思うのですよ。今、会長が言われたような考え方でやっていただければ、そんなに理不尽なことをお願いしているわけではないので、何でやっていただけないのかなと思います。

それから、恐らくここにいるメンバーの中で唯一、造る側の方に属する人間が見てそう思うので、そうではなくて単に構造物を利用する方や地域に住んでいる方はもう少し繊細に感じるのではないかと思います。その辺は何とかしていただきたい。逆に仲間として何とかならないかと思うのです。そうでないと、これからもっと繊細な場所で造る計画も、山梨県内でもありますので、そこで反対運動などが起きたら大変だなと思います。

それから、「地域の方々の意見を聞く」と言っていたのが、今回の回答の中にはないのですが、これは単純に「聞いてください」ということでお願いしたいと思います。

個々については前回も言いましたが、再度お願いします。

(片谷会長)

石井委員のご意見につきましては、恐らくこれから答申が出るまでの間にすぐにご対応いただくというのは無理な内容だと思いますので、これは評価書を作られる段階で、ご回答いただきたいというご意見として、審議会の意見として、申し上げておくということでよろしいですね。

他の委員の方からいかがでしょうか。

(坂本委員)

知事意見にはあまり細かいことは書けないと思うということと、今日の中で「3月2日の技術審議会で見解を示させていただきました」というものは文書で出されていないということを前提でお尋ねしたいのですが、3月2日の技術審議会の発言の記録が残っているのですが、これもある程度、お約束として理解してよろしいですよね。

(事業者 高橋監督官)

そうですね。

(坂本委員)

私はその時に、「これから影響調査をするということで理解しました」と、その発言について了解したわけで、その通りでよろしいですね。ちなみにどう書いてあるかというと「甲府市北部地域の井戸は古府中町、下積翠寺及び塚原町で約60箇所ございます。井戸の深度は概ね5mから10m程度となっております。これらの井戸につきましては工事実施前に詳細な調査を実施し現状の確認を行うとともに、工事実施後においても影響が生じた場合には適切に対応すると考えております」、「トンネルの施工に当たりましては事業実施段階で用地を取得し詳細なボーリング調査を実施して」と、井戸の調査もボーリング調査も、井戸も60箇所、別のところでは数十箇所と書いてありますけれども、そういったことを考えていらっしゃるという理解でよろしいですね。文書で出されていないので、一応、確認させていただきました。

(片谷会長)

これはきちんと記録に残っているご発言ですので、その通りやっていただけるものと理解してよろしいかと思います。

他にご質問、ご意見、いかがでしょうか。

福原委員がだいぶご意見を述べられたことに対するご回答もあるのですけれども、今日は福原委員がいらっしゃらないので、もし高木委員、お気づきの点がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(高木委員)

福原委員の発言を見ますと、防音壁のことについて、騒音の低減だけでなく、景観まで含めたことをかなりおっしゃっていて、それに対しては今後検討するというようなご回答なのですが、高さが4mか5mくらいの塀も建てるようなことが書いてあったことと、調査地点で交通量が相当あるところの、いわゆる道路交通騒音の地点に関しては、きちんと検討されているので良いのかもしれませんが、今道路が通っていない、かなり静かな場所が相当ありますよね。私の見方が悪いのかもしれませんけれども、そこについてはあまり言及されていないような気がして、そういったところの住民の方にとっては、道路ができることによって相当騒音が大きく感じられてしまう。今道路があって一定の交通量があることに慣れている方はまだ良いのかもしれませんけれど、今道路が通っていない静かな環境の方のところにはどういう配慮になるのか、よく分からないのですが。

(片谷会長)

今、ご回答いただけることがございましたら、ご回答ください。

(事業者 高橋監督官)

例えば騒音ですけれども、基本的には家があるところで一番騒音が高いところでどのくらいになるかという評価をしております。ですから、基本的に新たに、全部畑で、道路ができたところにおいては大体騒音がどのくらいになるかは今回予測していないような形です。畑とか、そういうところは予測できていないのですが、家については基本的に予測しているような形になっております。

(高木委員)

それは、現在家がある程度、続いているようなところに関しては、端から端まで連続して測られているのですね。

(事業者 高橋監督官)

ある程度、帯で予測しております。

(高木委員)

例えばインターチェンジが近くにできたりすることによって、将来的に住宅地が開発される可能性 が高いところについても検討するということが書いてあった気がしましたが、それはどうなのですか。

(事業者 高橋監督官)

基本的に住居地域とか、そういうところについては予測しているような形です。ただ、実際にはほとんど市街化調整区域というか、用途地域でないところがありますので。

(事業者 大塚氏)

そういったところも含めて、田畑以外は全て、予測エリアに含めて評価しております。

(高木委員)

それで塀を建てることによって少なくとも環境基準はクリアできるということで読み取ったのですが、それでよろしいですね。

ポイント、ポイントでいくつかのところで防音壁を建てて、そこはクリアしているというのはなんとなく分かるのですが、その中間部分で、例えば畑ばかりだからそこの部分に関してはあまり気にしなくても良いから塀も建てなくても良いし、防音壁を建てることによる景観のマイナス面もないということでよろしいですか。

(事業者 高橋監督官)

畑に関しては基本的には防音壁はないですから、景観上の影響はありません。それから今もう既に、もともと道路があって、交差点ができるとなりますと、やはりそこに家がありますと、やはり防音壁を $4\sim5$ m建てるところが一部あります。一部、準備書の資料編にも記載しております。防音壁の位置と高さを明示しております。

(高木委員)

相当高い塀が建ちますので、当然、騒音のためには塀が高ければ高いほど安心していられるのですけれども、景観の点から言って大丈夫かという点では今後の課題だというようなことが書いてあるので、今ここで言いようがないのですけれども、 $4\sim5\,\mathrm{m}$ ということをお聞きすると、少し不安であることは事実です。

(片谷会長)

ありがとうございました。環境創造課作成の資料が配布されているのですけれども、これはもう事業者には渡してあるのですか。

(事務局 土橋主査)

今、会長からお話のありました、右肩に「H 2 4. 3. 8環境創造課作成」と書かれた横長の資料がございます。これにつきましては、景観について、地域住民からの意見、技術審議会の意見があった中で、こちらから国土交通省にこういった部分について疑問点があると投げて、その各地点についてどのような見解をもたれているのかということを照会した部分になります。回答については3月19日頃にいただいたものなのですが、一番最初に照会をかけたのが3月8日ということで、3月8日の日付となっております。これにつきましては資料を見ていただきますと、例えば2ページ、赤字で枠の中にコメントが入っている部分は国土交通省が回答していただいた内容をそのまま質問のシートに貼り付けたものになります。後ろの方で写真等に白く抜けた部分は事務局で現地を歩きまして写真を撮ったりする中で、準備書等を見ながら概ねこの辺かなということで少し画を描いてみたので、この白い部分の精度は概ねということでご容赦ください。めくっていただいて、例えば10ページ、11ページのところに、これらの地点についての国土交通省からの見解として、「こういった部分については、こちらの方ではこういった部分があるのですが、選択しなかったのですか」という問いに対する回答としていただいた部分が添付してあります。これはエリアごとにそれぞれしてありますので、同じようなところが何回か出てきますので、この括りで何箇所か、3箇所くらい、分割になっているということで、ご覧いただければと思います。

(片谷会長)

これも答申には何らかの格好で反映させるというわけですね。事業者におかれましては、こういったものも、特に地元からの意見にも出ていますので、そういったことも十分配慮して、評価書の作成にあたっていただきたいと思います。

他にどなたかご意見ございますか。

(坂本委員)

地下水のことで、9月26日から11月26日まで意見を募集したところ意見が63件あったと、まとめた資料ですけれども、その回答の中で「1号トンネル、2号トンネル、3号トンネル周辺は岩盤部の地下水位が低い位置にあるため、トンネルの掘削中若しくはトンネル完成後において、地下水脈の分断等の影響はほとんど生じないと考えております」と書いてありますが、岩盤部の地下水位が低いということと、このボーリングの地下水位とは関係ない話なのですか。ボーリングの地下水位はトンネルのところより上にきているのだけれど、別の話なのですか。

(事業者 高橋監督官)

今、準備書にボーリングのデータを示して、そこにボーリングの地下水位を結んだ線を入れておりまして、そこにボーリングの地下水位と両方を結んだ、それがいわゆるモデル図、分かりやすく書いたものです。

(坂本委員)

その「地下水位が低い位置にあるため」と書いてある、その水位ではないのですか。

(事業者 高橋監督官)

ではないです。略図でこれが大体、青で点線になっているのが今の想定の水位です。それから、オレンジ色の線が道路のトンネルの計画の位置です。低いというのは、地下水が比較的低い、土壌水に比べて低いという書き振りにしています。

(坂本委員)

これを見る限り、恐らくボーリングの位置もトンネルより南側みたいなので、これを見る限りでは 地下水位が高いので、あまり説得力がないという気がしました。解釈が間違っているかもしれません が、それを言いたかったのと、このボーリング井戸については今後モニタリングしますか。

(事業者 高橋監督官)

ボーリング井戸については今モニタリングしていて、事業中もモニタリングします。

(坂本委員)

モニタリングしますね。平面図を見ると、この線よりBが若干南側にプロットしてあったので、トンネルで影響があったら出る場所だと理解してよろしいですね。その数字がトンネルより高いので、出ないのかと疑問に思っていますので、しっかりモニタリングして確認してください。

(片谷会長)

今のは要望事項という扱いでよろしいですか。では、要望として記憶しておいてください。 他に何かございますでしょうか。

今日、工藤委員がいらっしゃらないので、確認のためというか、念のため補足しておきますけれども、コンサルタント会社のご担当の方はご理解いただいていると思うのですが、工藤委員が一番心配されているのは、甲府盆地の地形の中では、しばしば気温が低い時に盆地の底に向かって地面を這うような気流が発生するので、そういうときにトンネルの坑口付近の排気ガスを含んだ空気の塊が、盆地の底というのは要するに甲府の市街地方向になりますので、そちらの方に流れるような状況が起こりうる、それによって濃度が上昇する危険性があるのではないかというところを一番心配されており

ますので、そういうことを全てのシミュレーションについて全部やり直さなくても良いと思うのですが、そういう極端な条件が発生した場合にどのくらいの濃度になりうるかということと、そういうことが発生する頻度を掛け合わせれば、年平均値に対する影響が見積もれると思いますので、1年中全てに対してそういうことが表現できるモデルで計算しなさいという趣旨ではないという風に私は理解しておりますので、何かそういうことを考慮した場合でこのくらい上がる可能性がありますということは何か示していただきたいと、工藤委員の要望、指摘事項を少し咀嚼するとそんな感じになると思います。多分これも答申に入ると思いますので、ご検討いただきたいと思います。

それでは、ご説明いただいたことに対する質疑はこの辺にさせていただいて、最後、最初に事務局からご説明いただいた答申案に対するご質問、ご意見を承りたいと思います。先ほど少しお話しましたように、この答申案は今日はまだ骨子の段階ですけれども、次回、最終案として事務局でまとめていただいて審議するという予定になっておりますので、今日の段階ではこの辺をもう少し詳しく書いてほしいとか、これは必要ないとか、そういったご意見を出していただいて、それを事務局で整理しなおしていただくという形にしたいと思います。それから先ほど丸山補佐が説明された時に個別事項については各委員の専門分野ごとに見てほしいという趣旨でご説明は省かれましたので、既にお読みいただいてというのは、夕べ来たので、まだ読みきれていないという方の方が多いと思うのですが、そこの部分に関してはお持ち帰りいただいて、それぞれのご専門分野についてお気づきの点を事務局に1週間くらいの間にお送りいただくようにお願いしたいと思います。今日この場で指摘しておきたい事項がありましたら、あるいは質問がありましたら、今ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(坂本委員)

事業者は次回は出席されないのですか。

(事務局 小林課長)

何らかの形でご出席いただくということで考えています。

(坂本委員)

感想で申し訳ないですが、石井先生がおっしゃったようなことを私も感じておりまして、この場で言わせていただきたいのは、皆様方はこれを皆様方のやり方で作っていて、それはそれで結構だと思うのですが、若干、国土交通省なり何なりの常識的な部分と、一般市民のそれとずれがあるという気がしておりますので、最終的な評価書の時には国土交通省云々ではないお考えをいただいた方が良いのではないかと、他の方がどう思っているのか分かりませんが、私としては読んでいてそのように感じましたので、次に機会があるのか分かりませんので、言わせていただきました。

(片谷会長)

恐らく概ねこの審議会の総意に当たるものだと思います。やはりアセスという制度は一番主たる目的はやはり事業を実施する周辺に住んでいる方に安心していただくためのものですので、そういう主旨を十分配慮していただいて最終の評価書、あるいは事業に着手された後は事後調査を取りまとめていただきたいという要望を申し上げておきたいと思います。

他に何かこの案件についてご発言がありますでしょうか。

それでは、事務局で次回までに各委員から個別のご意見を受けて、それを整理して、知事意見案を まとめていただきたいと思います。それではこの案件に関する審議は今日はここまでとさせていただ きます。事業者の皆様方、本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございました。

議題3)その他

(片谷会長)

特に事務局で用意されているその他の議題はございますか。

(事務局 小林課長)

特にございません。

(片谷会長)

それでは、日程の確認をしていただきましょう。

(事務局 土橋主査)

先ほども大月バイオマスの関係でお話しましたが、4月に2回、5月に1回、予定しております。 予備日としまして、5月10日を入れております。日程を順に言いますと、4月13日(金)、4月27日(金)、予備日が5月10日(木)、5月17日(木)になります。この間に本日ご審議いただいた案件、それと東区間、それから恐らく明日くらいに甲府・峡東ごみ処理施設の評価書が出てきます。実は評価書が60日で意見を出さなければならないので、これがまた非常に嫌なタイミングで全部今回知事意見の期限となる5月の第3週、第4週くらいに集中することになりますので、この3回と予備の1回は結構大事になってくると思いますので、改めてよろしくお願いします。これが終わった後に、東区間の準備書は少し間が空く可能性があるのですけれども、それが出てきまして、それと並行して4月1日から環境影響評価法、環境影響評価条例がそれぞれ改正されることになりますので、特に法の2段階施行の部分についてどうするのか、意見をお伺いする中で、検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

13日と27日はスタートが14時半で、終わりは申し訳ありませんが、今言ったように立て込んでいますので、17時半には終わるようにしたいと思います。

あともう1点、13日ですけれども、大月バイオマスの現地調査をやりたいと思いますので、また日程等を 調整させていただきたいと思います。

(片谷会長)

それでは事務局にお返しいたします。

4 閉会

(進行 丸山課長補佐)

片谷会長ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。